第１回　地域福祉センター指定管理者選定委員会　議事録

開催日時	令和８年10月１日(木)　14時～15時
開催場所	糸満市役所3-a会議室
出席者	【選定委員会委員】 委員長　稲垣　悟 副委員長　上原　亘 委員　新垣　真秀、大城　幸枝、今村　光則 ※委員５名全員出席 【事務局】 糸満市福祉部長　翁長　克幸 糸満市社会福祉課係長　城間　盛吾
議題	1. 委嘱状の交付 2. 市長挨拶 3. 委員紹介 4. 委員長及び副委員長の選出 5. 議事 （1）地域福祉センターの概要について （2）指定管理者の非公募による選定について （3）申請要項、指定管理者選定基準(案)について （4）仕様書(案)について （5）今後の選定スケジュールについて
議事	(1)委員長及び副委員長の選出 事務局から、委員長及び副委員長については、委員の互選により選出することとなっている旨を説明した。 委員から特に推薦等がなかったため、事務局から、委員長に稲垣委員、副委員長に上原委員を推薦した。委員から異議がなかったため、委員長に稲垣委員、副委員長に上原委員を選出した。 また、委員５名全員が出席しており、委員会設置要綱に定める定足数を満たしていることから、本委員会が有効に成立している旨、事務局から報告した。 (2)地域福祉センターの概要について 事務局から、資料に基づき、地域福祉センターの概要について説明した。 主な説明内容は次のとおり。

	＊ 所在地は糸満市字真栄里 870 番地。 ＊ 敷地面積は約 7,713 ㎡。 ＊ 建物は鉄筋コンクリート造平屋建てで、延床面積は約 997 ㎡。 ＊ 平時は地域福祉活動の拠点として、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る。 ＊ 災害時には災害ボランティアセンター機能を有する防災拠点施設として活用する。 ＊ 主な事業として、地域福祉、相談支援、災害ボランティアセンター、施設の使用許可等に関する業務を行う。 ＊ 管理運営については、地方自治法に基づく指定管理者制度を活用する。 ＊ 施設には事務室、相談室、休養室、書庫、備品庫、大研修室、小会議室、食料倉庫、防災倉庫等を設ける。 ＊ 大研修室及び小会議室は一般への貸出しを予定している。 ＊ 指定管理者による管理のほか、糸満市社会福祉協議会の事務スペースとして使用する予定である。 ＊ 指定管理者の指定については、申請、選定委員会による審査・選定、市長への報告、市長による指定候補者の選定、議会の議決を経て、最終的に市長が指定する流れとなる。 主な質疑・意見 （委員） 施設の建設場所について、現在の社会福祉センター等との位置関係を確認したい。 （事務局） 現在建設中の地域福祉センターについて、既存の社会福祉センター等との位置関係を図面により説明した。また、現在のアクセス及び将来的な道路整備等について説明した。 （委員） 今後、周辺地域の開発や道路・バス路線等の整備が進むことで、施設周辺の状況が変わる可能性があるのではないか。 （事務局） 周辺地域については、今後開発等が進む予定があり、道路や交通環境等も変化する可能性がある旨を説明した。 以上について、特段の異議はなく、次の議事に進んだ。

	（3）指定管理者の非公募による選定について 事務局から、指定管理者の選定方法について説明した。 通常、指定管理者については公募により複数の団体から応募を受け、審査を行う方法が一般的であるが、今回の地域福祉センターについては、糸満市社会福祉協議会を指定候補者として、非公募による選定を行うことを提案した。 その理由として、次の点を説明した。 ＊ 本施設は、平時には地域福祉活動の拠点として、災害時には災害ボランティアセンター機能を有する防災拠点施設としての役割を担うこと。 ＊ 糸満市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的とする団体として、これまで地域福祉活動、相談支援、ボランティア活動等を継続して実施していること。 ＊ 福祉関係団体の事務局を担うなど、地域の福祉団体及びボランティアとのネットワークを有していること。 ＊ 糸満市と災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定を締結しており、災害時の連携体制が構築されていること。 ＊ これまでの活動実績、地域福祉のネットワーク及び災害時の連携体制を一体的に活用することが、本施設の設置目的を効果的に達成する上で重要であること。 また、糸満市社会福祉協議会の概要、実施事業及び地域福祉関係団体の事務局機能等について説明した。 非公募による選定の根拠として、糸満市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第４条第２項において、市長等は、その他合理的な理由があるときは、本市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定候補者として選定することができる旨を説明した。 主な質疑・意見 （委員） 現在の社会福祉協議会の建物と、今回の指定管理との関係について確認したい。 （事務局） 現在の社会福祉協議会の建物は社会福祉協議会が所有しているものであり、今回整備する地域福祉センターは市が所有者となる施設となる説明をした。 （委員） 市と社会福祉協議会との災害ボランティアセンターに関する協定について、締結時期及びこれまでの実績について確認したい。 （事務局）

	災害ボランティアセンターの設置・運営については令和 6 年に協定を締結しており、大規模災害がないためボランティアセンター開設の実績はないものの、平時からボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施している。また、防災担当部署との連携も行っている旨を説明した。 （委員） 非公募による指定管理者の選定は、他の施設でも行われているのか。 （事務局） 県外の市町村等において非公募により選定している事例がある旨を説明した。また、公共的団体である社会福祉協議会を指定候補者とすることについて、条例上の合理的な理由がある旨を説明した。 以上の質疑を踏まえ、委員長から、地域福祉センターの指定管理者について、非公募による選定を進めることについて諮ったところ、委員から異議はなかった。 【決定事項】 地域福祉センターの指定管理者について、糸満市社会福祉協議会を指定候補者とする非公募による選定を進めることを決定した。 （4）申請要項、指定管理者選定基準（案）について 事務局から、資料に基づき、申請要項及び指定管理者選定基準（案）について説明した。主な説明内容は次のとおり。 開館時間及び休館日、指定管理者の業務、利用料金、指定管理料、リスク分担 申請者の資格、指定期間、提出書類、選定方法及び選定基準 主な質疑・意見 （委員） 施設使用料について、現金で徴収するのか。また、現金を扱う場合の管理体制について確認したい。 （事務局） 現行の条例では事前納付となっているため、現時点では現金による徴収を想定している。今後、公共施設管理システムの導入・活用についても検討しており、システム導入後は予約や支払い方法が変更される可能性がある旨を説明した。 （委員） 現金を扱う場合には、収受・管理・入金等について複数人によるチェックなど、適切な管

	理体制を整える必要があるのではないか。 （事務局） 指定管理者において適切な管理体制を構築することになる旨を説明した。 （委員） 利用料金収入見込額が 35 万 9 千円となっている根拠について確認したい。 （事務局） 現在の福祉センターでは利用料が発生していない利用が多いが、新センターでは条例等に基づき利用料を徴収することを前提として、現在の利用実績等から有料となる利用を見込み、利用料金収入を算定している旨を説明した。 （委員） 大研修室 800 円、小会議室 400 円という利用料金について、現在の経済情勢からすると低いのではないか。 （事務局） 市内の他の公共施設の利用料金との均衡を考慮して設定している。地域福祉センターだけ料金を高くすると、他の公共施設へ利用が流れる可能性があるため、市内公共施設との整合性を考慮している旨を説明した。 （委員） 現在の社会福祉協議会の施設管理費と比較して、今回の指定管理料はどの程度変わるのか。 （事務局） 新しい施設となることによる光熱水費等の変動に加え、市の公の施設として必要な人員等を適切に見積もっているため、現在の運営費より高くなる見込みである旨を説明した。 （委員） 物価変動等により実際の支出が増加した場合、指定管理料が増額されるのか。 （事務局） 申請要項に定めるリスク分担において、物価等の変動については指定管理者側の負担としている旨を説明した。指定管理料については、今回提示している上限額を基本としている旨を説明した。 （委員） 防災倉庫及び食料倉庫は指定管理業務の対象となるのか。

	（事務局） 施設全体が指定管理の対象となるため、防災倉庫等の管理も指定管理者の業務に含まれる旨を説明した。 以上の質疑を踏まえ、修正意見がないことを確認し、原案のとおり承認することについて諮ったところ、異議はなかった。 【決定事項】 申請要項及び指定管理者選定基準（案）について、原案のとおり決定された。 （5）仕様書（案）について 事務局から、管理運営業務仕様書（案）について説明した。 主な説明内容は次のとおり。 ＊ 施設の設置目的を達成するため、施設の効用を最大限発揮すること。 ＊ 利用者が快適に利用できるよう、適切かつ効率的な管理を行うこと。 ＊ 適正な収入確保及び経費削減に努めること。 ＊ 利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。 ＊ 市の施策との連携・協働を図り、市の振興に資するよう取り組むこと。 ＊ 施設の維持管理、施設の使用、事業の実施、その他の業務を行うこと。 ＊ 保守点検、修繕、警備、清掃管理業務を除き、第三者に業務を委託する場合は、あらかじめ市の承認を必要とすること。 ＊ 館長兼管理責任者 1 名のほか、必要な人員を配置すること。 ＊ 急病人、負傷者、事故、災害等に対応するための体制及びマニュアルを整備すること。 ＊ 緊急時の避難誘導、安全確保及び防災訓練を実施すること。 ＊ 指定管理料には人件費、管理費、事務費等を含むこと。 ＊ 修繕費については、年間の修繕見込額を指定管理料に含め、**1 件又は 1 回の修繕費が 20 万円を超える場合等については、事前に市と協議すること**としている。 ＊ 指定管理料又は利用料金収入により調達した備品は市に帰属し、指定管理者の自己資金により調達した備品は指定管理者に帰属すること。 ＊ 毎月の業務報告書を翌月 10 日までに提出すること。 ＊ 年度ごとの事業報告書を年度終了後 30 日以内に提出すること。 ＊ 建物損害保険及び市民等第三者への賠償に係る保険については市が加入する一方、自主事業等に伴う事故に備えた損害賠償責任保険については指定管理者の負担で加入すること。

	主な質疑・意見 （委員） 配置職員について、特定の資格を有する職員の配置が必要なのか。 （事務局） 特定の資格を必須とはしていない。資格を有する職員がいる場合には、その資格等を記載することとしている旨を説明した。 （委員） 現在、社会福祉協議会が行っている事業について、指定管理制度への移行に伴って変更が必要となるものはあるか。また、社会福祉協議会が実施するイベント等についてはどうなるのか。 （事務局） 社会福祉協議会と指定管理者は別の立場となるため、社会福祉協議会が独自に事業やイベントを実施する場合には、指定管理者に対して施設利用の申請を行うことになる。その上で、使用料や減免については条例等に基づいて取り扱うことになる旨を説明した。 また、現在の施設にあるホールが新施設にはないため、ホールを使用して実施している事業については、今後別の施設等を利用する必要が生じる可能性がある旨を説明した。 （委員） 基本的な施設利用については、これまでと同様に利用できると考えてよいか。 （事務局） 基本的な利用については、これまでと同様の利用ができるよう取り組んでいく旨を説明した。 以上の質疑を踏まえ、修正意見がないことを確認し、原案のとおり承認することについて諮ったところ、異議はなかった。 【決定事項】 管理運営業務仕様書（案）について、原案のとおり決定された。 （6）今後の選定スケジュールについて 事務局から、今後の選定スケジュールについて説明した。 なスケジュールは次のとおり。 時期　　内容 令和８年10月１日　第１回選定委員会

	令和８年10月２日　社会福祉協議会へ申請に関する通知 令和８年10月20日　指定申請書等の提出期限 令和８年10月30日　第２回選定委員会、プレゼンテーション及び審査・選定 令和８年11月上旬　選定結果の通知 令和８年12月　指定管理者の指定について議会に提案 令和９年３月　指定管理者との協定締結、関係規則の制定、工事完了予定 令和９年３月以降　社会福祉協議会の移転 令和９年６月　地域福祉センター供用開始予定 第２回選定委員会では、プレゼンテーション及び委員による最終審査・選定を行う予定であり、プレゼンテーションについては、申請者による説明及び質疑応答を合わせて実施する予定であり、委員に対しては、申請書類の提出期限である10月20日以降、審査に必要な資料を事前に配付する予定である旨を説明した。 主な質疑・意見 （委員） 第２回選定委員会で使用する申請書類について、審査に十分な時間を確保するため、できるだけ早めに委員へ配付してほしい。 （事務局） 10月20日の申請書等の提出期限後、可能な限り速やかに整理し、第２回選定委員会の１週間程度前までには委員の手元に届くよう準備する旨を説明した。 以上について、特段の異議はなかった。
決定事項	本委員会において、次の事項を決定した。 1. 委員長に稲垣委員、副委員長に上原委員を選出した。 2. 地域福祉センターの指定管理者について、糸満市社会福祉協議会を指定候補者とする非公募による選定を進めることとした。 3. 申請要項及び指定管理者選定基準（案）について、原案のとおり決定。 4. 管理運営業務仕様書（案）について、原案のとおり決定。 5. 今後の選定について、スケジュールに基づき進めることとした。